

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	年金生活者支援給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田辺市は、年金生活者支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

和歌山県田辺市長

公表日

令和7年4月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	年金生活者支援給付金に関する事務
②事務の概要	年金生活者支援給付金に関する法律(平成24年法律第102号)に基づき、年金生活者支援給付金に関する事務を行う。 ①年金生活者支援給付金に係る請求書等の受理 ②年金生活者支援給付金に関する所得情報等の提供
③システムの名称	国民年金システム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
年金生活者支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表128の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 市民部 市民課 0739-26-9925
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 市民部 市民課 0739-26-9925
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、事務を遂行している。マイナンバーが必要な場合は、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。マイナンバー入りの書類を郵送等する際には、宛先に間違いがないか、関係ない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数人で確認を行っている。また、マイナンバー入りの書類等は施錠できる書棚に保管することを徹底しており、廃棄の際は焼却又は細断するなど対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む文書や電子データは、施錠できる書棚に保管することを徹底している。また、特定個人情報を含む文書や電子データを廃棄する際は、複数人で焼却又は細断し、個人情報が外部の者に見られないように処理している。これらの対策を講じていることにより、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月1日	I 関連情報 5 ①部署	市民環境部市民課	市民部市民課	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 7 請求先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民環境部市民課 0739-26-9925	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民部市民課 0739-26-9925	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 8 連絡先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民環境部市民課 0739-26-9925	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民部市民課 0739-26-9925	事後	
令和5年10月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和1年7月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和5年10月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和1年7月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和6年5月7日	I 関連情報 7 請求先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民部市民課 0739-26-9925	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番 1号 田辺市 市民部 市民課 0739-26-9925	事後	
令和6年5月7日	I 関連情報 8 連絡先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民部市民課 0739-26-9925	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番 1号 田辺市 市民部 市民課 0739-26-9925	事後	
令和6年5月7日	II しきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和5年10月1日時点	令和6年5月7日時点	事後	
令和6年5月7日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和5年10月1日時点	令和6年5月7日時点	事後	
令和7年4月25日	I 関連情報 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項及び別表第一の95の項	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第9条第1項及 び別表128の項	事後	
令和7年4月25日	I 関連情報 9. 規則第9条第 2項の適用		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加
令和7年4月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 時点日	令和6年5月7日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 時点日	令和6年5月7日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月25日	IV リスク対策 4. 特定個人 情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない 十分である	事前	
令和7年4月25日	IV リスク対策 8. 人手を介 在させる作業		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加
令和7年4月25日	IV リスク対策 11. 最も優先 順位が高いと思われる対策		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加